

福岡県公報

平成30年8月10日
第4016号

目次

告示 (第708号 - 第710号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) ……………	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
公 告		
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(都市計画課) ……………	4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(都市計画課) ……………	4
○都市公園の区域の変更	(公園街路課) ……………	4
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) ……………	4

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	5
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	7

告 示

福岡県告示第708号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年9月福岡県告示第740号吉富都市計画下水道事業吉富町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
吉富町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京築広域都市計画下水道事業吉富町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成9年10月8日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年9月福岡県告示第740号の事業地中吉富町大字広津、大字今吉、大字別府及び大字幸子の各大字の一部地内において変更し、大字楡生の一部地内を追加する。
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第709号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 大穂(2)
- 2 区域の所在地 宗像市大穂字湯園及び字柚ノ木
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宗像市大穂字湯園	934番	1号及び2号
	933番1	3号
	933番3	4号
	937番1	5号、6号、8号及び9号
宗像市大穂字柚ノ木	943番3地先道路敷	7号

福岡県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	4.7 ～ 8.4	115.5
			前	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	6.2 ～ 12.7	114.3
			後	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	4.7 ～ 10.0	115.5

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市山口土地改良区	平成30年7月26日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後西部後期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成30年8月10日から 平成30年9月7日まで	筑後市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営筑後西部前期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成30年8月10日から平成30年9月7日まで	筑後市役所
-------------------------------------	-------------------------	-------

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑前Ⅱ期地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し	平成30年8月10日から平成30年9月7日まで	筑前町役場

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画都市再開発方針の変更（平成30年7月13日北九州市告示第332号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字布田1番及び2番1から2番48まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市西区周船寺一丁目8番35号

スエヒロ産業株式会社

代表取締役 松吉 繁孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字上新入2478番1、2478番5、2478番6、2486番3、2490番20から2490番22まで及び2490番25並びに大字山部887番154
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区黒原二丁目32番29号
宗教法人法ノ宮
代表役員 沼田 義章

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字提字和田2987番1、2987番12から2987番23まで及び3017番1から3017番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社

代表取締役 渡部 通

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成16年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を公募しなかった理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年8月3日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則（昭和49年福岡県規則第33号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を公募しなかった理由

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の制定による電気事業

法（昭和39年法律第170号）の一部改正及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）の制定によるガス事業法（昭和29年法律第51号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年8月3日

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成30年8月10日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成30年8月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社エヌケイ	福岡市西区下山門1-27-18	三苦 志弘	平成26年6月9日 福岡県知事許可(般-26) 第99051号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共事業に係るもの。

(注) 「公共事業」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成30年8月10日から平成30年8月12日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社エヌケイは、その業務に関し、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、福岡簡易裁判所において、違反行為者（作業員）に対して、罰金100万円の略式命令を受け、平成30年4月28日に刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

監査委員**監査公表第16号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査結果の報告（平成30年3月29日29監総第504号-2）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

福岡県監査委員 山下 芳郎
同 行 正 晴 實
同 岩 崎 勇
同 江 藤 秀 之

30行経第989号
平成30年7月24日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 行正晴 殿
同 岩崎勇 殿
同 江藤秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	滞納者の所有する土地の競売に関して、裁判所が設定した終期までに交付要求がなされていなかった。	事務手順の見直しを行い、多重チェックを強化することで事務処理体制の強化を図るとともに、文書や会議、研修会を通じ、適正な事務処理を図るための周知を徹底する。

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、教育庁及び警察本部の55機関について実施した随時監査結果の報告（平成30年3月29日29監総第504号－2）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

30保総第646号
平成30年7月6日

福岡県監査委員

山下 芳郎 殿
 行正 晴實 殿
 岩崎 勇 殿
 江藤 秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 生活衛生課	担当者が、物品購入の代金等について、支出負担行為を行わず、私費で立替払をしていた。	支払計画書や支払物件管理表を作成することにより、係長(出納員)と担当者が情報共有し再発防止を図った。 なお、立替払については、調査のうえ職員に返還した。

30農政第872号
平成30年7月5日

福岡県監査委員

山 下 芳 郎 殿
行 正 晴 殿
岩 崎 勇 殿
江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置
について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林業総合試験場	業者が定期的に交換する玄関マット及び掃除用具について、「使用料及び賃借料」で支出すべきところを、「その他需用費」で支出していた。	新年度からは、改めてリースでの契約（使用料及び賃借料）を業者と締結した。 会計関係資料のファイルを整備し直し、担当者及び上司も常に正しい事務処理を確認できるようにした。
福岡農林事務所	平成27年度に需用費で購入した耐久性のある物品について、現物の確認ができなかった。	耐久性のある物品について、「物品管理台帳」を作成し、管理担当者と物品の置き場所を決め定期的に点検を行うことにより物品管理の改善を行っている。 あわせて、全職員に公金に対する意識向上について、所員会議を活用し、定期的、継続的に呼びかけている。

30建総第1298号
平成30年7月5日

福岡県監査委員
同 同 同
山行 岩江
下正 崎藤
芳晴 秀
郎 貴 勇 之
殿 殿 殿 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 住宅計画課	前渡資金において、精算手続に不備があった。	前渡資金の精算が適切に行われるよう、資金前渡精算チェック表を作成し、会計担当と出納員の連携を密にして情報共有を図ることとした。
流域下水道事務所	金庫に収入印紙があったが、全く管理がなされていないかった。	需用品等出納整理簿（収入印紙出納整理簿）に直ちに登載した。 今後は、流域下水道事業を実施する県内県土整備事務所での用地買収の際に使用できるよう事務所間において緊密な連携を図りながら、収入印紙を活用していく。

30商政第550号
平成30年7月4日

福岡県監査委員
同 同 同
山 下 郎 殿
行 正 芳 殿
岩 崎 晴 實 殿
江 藤 秀 勇 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 新産業振興課	平成29年7月及び12月分のコピー用紙代について、関係団体の経費で支払われていた。	コピー用紙の在庫管理について、支出経費ごとに保管場所を明確に区分し、適切に執行している。 また、今回の指摘事項について、その原因と対応策を職員に周知徹底し、再発の防止に努める。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	金庫に残高のある通帳があつたが、全く管理がなされていないものがあつた。	当該通帳については、公金でないことを口座名義人に確認した。 当該通帳の保管が判明した後、金庫の保管状況を確認し、職員へ適正な金庫の使用について周知し徹底を図った。

30県土総第720号
平成30年7月5日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 行正晴 殿
同 岩崎勇 殿
同 江藤秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号—2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
那珂県土整備事務所	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。	時間外勤務適正化推進員（事務副所長）は、改めて、所属職員に対して時間外勤務制度の周知徹底を図るとともに、係長以上の職員に対しては適正な事務処理に努めるよう研修を実施した。 また、今回の不適切な時間外勤務については、取り消し再提出を行い正しい時間外勤務命令、実績報告とする是正を図った。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	本庁における1件10万円を超える物品購入については、総務事務厚生課が購入手続を行わなければならぬにもかかわらず、主務課が行っていた。	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務研修への参加や「会計だより」の課内回覧により、係長、担当者の会計事務に関する知識の習得に努める。 1件10万円を超える物品購入を行う場合、適切な事務処理となっているか、チェックシートを用いて、係長、課長補佐が確認する。 「単価契約物品発注簿」の見開きに発注にあつた注意事項を記載する。 以上のことにより、再発防止を図っている。

30行経第840号
平成30年7月6日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 行 正 晴 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する 部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	平成25年度に緊急用として職員に交付したタクシーチケットの管理が適正になされていなかった。	出納員が年度ごとにチケットの現物確認を行うようにした。交付したままになっているものは一旦回収し、管理を徹底した。

30総政第832号
平成30年7月4日

福岡県監査委員
同 同 同
山 下 芳 郎 殿
行 正 晴 殿
岩 崎 勇 殿
江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振 興部	金庫に郵便切手及び図書カードがあったが、全く管理がなされていなかった。	整理簿を作成し、管理することとした。出納員異動時に、「出納員引継目録」を作成し、確実な事務引継を図ることとした。 部内各課の金庫を確認した結果、一部、同様の事例が見られたため、整理簿を作成するなどして早急に是正した。